

開 議

○平 進介議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、近藤智規総務課長から本日の会議を欠席させてほしい旨の届け出があり、渋谷和志危機管理主幹が出席しておりますので、ご報告いたします。

また、梅津善之議員から資料の配付について申し出があり、会議規則第150条の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○平 進介議長 日程第1、市政一般に関する質問を6日に引き続き行います。

それでは、順次ご指名いたします。

竹田陽一議員の質問

○平 進介議長 順位6番、議席番号5番、竹田陽一議員。

(5番竹田陽一議員登壇)

○5番 竹田陽一議員 皆さん、おはようございます。共創長井の竹田陽一です。

初めに、さきの台風15号、19号、そしてその後の大雨の被害に遭われた皆様には心からお見舞いを申し上げます。被災された皆様には、一日も早く平常の生活に戻ることができますよう心よりお祈り申し上げます。

さて、本定例会における一般質問は、避難所の運営と環境改善について、鳥獣被害対策の強化について並びにがん患者への支援についての3件であります。

最初に、避難所の運営と環境改善について伺います。

災害対応については、本定例会において、浅野敏明議員、渡部正之議員、そして鈴木一則議員から質問がされておりますが、重なる部分もあるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

さて、過去最強クラスとされた台風19号は、大規模停電が起きた台風15号の記憶が残る中、極めて強い勢力で東日本を直撃いたしました。土砂災害警戒区域や浸水想定区域などでは、既に土砂崩れや浸水による被害が発生している可能性が極めて高く、直ちに命を守るために最善を尽くす必要のある警戒レベル5に相当する状況であるという大雨特別警報が発表されたところであります。

また、ふだん災害が起きていないと思われる場所においても、最大級の警戒が必要であること、そして自分の命、大切な人の命を守るため、避難勧告に従い緊急に避難してくださいというものであります。記録破りの大雨に河川の堤防が決壊するなど、昨年の西日本豪雨を超える甚大な被害をもたらしたところであります。

置賜地域においても、奥羽山脈に記録的な大雨が降り、高島町や川西町で住宅の浸水や田畑の冠水が相次ぎました。本市においても内水などによる被害があったところであります。

専門家は、氾濫や洪水はどこでも起きると警鐘を鳴らしております。地球温暖化が進むこと

により、今後も豪雨や洪水などの自然災害が激しくなることが予想されるところであります。

さて、本市においても土砂災害の危険性がある区域に、さらに最上川が氾濫するおそれが迫ったことから、相次いで避難勧告が出されました。そして避難所が開設され、600名を超える方が避難されたところでもあります。翌日には避難勧告が解除されたことから、避難所の開設は災害時の初動時に当たる期間となったところでありました。避難所の一つである伊佐沢地区コミセンの初動時の状況については、おおむね次のとおりであったと伺っております。

避難勧告の発令後、これまでにない多くの方がコミセンに来ました。特に平成25年、26年の豪雨の被害に遭われた地域においては、大部分の方が避難してきました。コミセンに到着した方は、テレビがある和室に順次腰をおろしました。その多くは、壁際に座り、座布団を枕に横になる方も見られました。和室が満杯になると、フロア敷きの多目的ホールを使用、コミセンに入れない方は、隣接する小学校体育館に誘導いたしました。多目的ホールには床のかたさを緩和するロールマットを敷き、寒さ対策に毛布を配りました。ロールマットは隣接する小学校に保管されていなかったため、待機中の消防団の手をかりて向山荘から運び入れました。

避難された方はさまざまでありました。その中には、医療機器を使用しているひとり暮らしの方がおりました。その医療器具から異常音が発生しましたが、その原因がわからないまま、ほかの避難者への影響を考え、別の部屋に誘導いたしました。その後、小学校に避難していた保健師により、異常音を解消することができました。また、車椅子の方も数人来ましたが、スロープのある入り口から容易に入所することができました。

さらに、ペットの犬を連れて避難してきた方がおりましたが、受け入れてよいか否かはつき

りしませんでした。受け入れることといたしました。動物を嫌いな人や苦手な人、鳴き声の問題やアレルギーを持った人などが集まる可能性があることから、ケージがある方については避難者と違う部屋を専用といたしました。リード付きのペット連れの方には、小学校の空き室を提供していただきました。以上がコミセンの当時の大まかな様子であります。

このたびの避難所の開設に当たっては、コミセンの職員は、市職員と相談しながら、思ったよりスムーズに避難者を受け入れることができた、市の窓口が一本化されたので、市とのやりとりがスムーズにできたと話しておりました。これらを踏まえ、以下質問をいたします。

1つ目、避難者は今後の生活の不安から、気象情報や被害情報を間断なく、そしてできる限り速やかに知りたいと思っていることは想像できる場所です。最も身近なテレビは、何が起きているのか災害の全体像の把握や最新情報の収集に役立つものと考えます。避難所開設後、できる限り速やかに体育館や大ホールなどにテレビを設置することとしてはいかがですか、総務課長にお伺いします。

2つ目、ペットは家族の一員であるという意識が根づいた昨今、円滑に避難者とペットを受け入れる場合は、ペットによるほかの避難者の生活に及ぼす影響をできる限り少なくするため、あらかじめペットの扱いについてルールを定めておいてはいかがですか。対象となるペットは、犬や猫とするとか、避難者の人命が最優先でありますので、避難所が不足する事態では受け入れる余地がない場合もあるわけですが、平時において、ペット連れが可能かどうかを知らせておく必要があると思いますが、総務課長の見解をお伺いいたします。

3つ目、高齢者や障がい者等が利用しやすいよう、バリアフリー化の整備を促進する必要がありますが、本格的な整備に至るまでは、障が

い者用トイレ、スロープなどを仮設していく必要があると思いますが、総務課長の見解をお伺いいたします。

4つ目、何らかの医療的ケアが必要な方については、必要な助けを受けられるよう、医療関係者などの支援者に、その方の基本情報や日常生活を知らせることが必要ではないでしょうか。基本情報や日常生活を記載したハンドブックを作成することで、その方の現状を知った上で、より適切な支援ができることから、災害時には多くの方の助けが期待されるとともに、災害の備えについて考えるきっかけづくりにもなると思われますが、健康課長の見解をお伺いいたします。

5つ目、避難所の運営計画の作成については、さきに渡部正之議員からありましたが、避難所運営マニュアルを作成し、平時にそれを活用し、訓練することが必要と思います。避難所ごとに事情が違ふことから、その避難所に合わせたマニュアルを作成していくことが重要と思います。

また、マニュアルの作成を促進するため、避難所運営訓練を実施する費用などの支援も必要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

6つ目、本市以外が管理する避難所については、事前に避難所運営の手順や役割、運営経費の負担などの取り決めを交わしておく必要があると考えます。避難所職員の時間外勤務手当、光熱水費及び使用物の修繕費など、避難所運営に要した経費やけがの補償などが考えられます。災害直後の避難所の対応は非常に重要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

7つ目、避難所は、食料、トイレなどが不十分であり、冷暖房は限定的で狭い生活のため、体調を崩すおそれがあります。初動期においては、幾ら平時から備えてきたとしても、避難者の健康に配慮した支援が最初から実現するとは限りません。備蓄の毛布を提供することが精いっぱいだと思います。避難の推移に応じて、避

難所の環境改善を目指すことで、避難者の健康を維持できると思います。避難所運営についての基本的な考え方や環境改善の方針について、市長の見解をお伺いいたします。

次に、鳥獣被害対策の強化についてお伺いいたします。

鳥獣被害対策については、6月定例会に引き続き質問いたします。イノシシの被害は、今年度に入りさらに拡大しております。西山や五十川地域でも被害が見られることや、伊佐沢地区においては全域で被害が見られ、被害地域が急激に拡大しております。電気柵を設置しているスイカ、カボチャ、水稻などの圃場は被害防止ができておりますが、一方、電気柵が設置されていない圃場においては、イノシシが頻繁に出没しております。水田の畦畔が激しく破壊され、また果樹園では掘り起こしなど、農業施設基盤に甚大な被害が起きております。踏み倒しがあった山際の水田を放棄し、おりてきて作付した水稻が被害に遭い、急遽、スイカ用の電気柵を借用して対応した例などもあります。けもの道がこれまでになく随所に見られるようになっております。このように、イノシシの生息数は急激にふえていることが想像できます。

一方、今年度の捕獲数は、これまでに3頭と個体数削減の期待にはほど遠い感があります。くくりわなによる捕獲が3頭で、箱わなの実績はないと聞いております。イノシシは警戒心が強く、箱わなにはかかりにくいとの話を聞いておりますが。また、捕獲を担う鳥獣被害対策実施隊の隊員数は30名ほどで、そのうち主に活動できる隊員は6人程度とお伺いしております。

このようなことから、喫緊に捕獲対策や防除対策の強化を図る必要がある状況にあります。これらを踏まえ、以下質問いたします。

1つ目、わなの見回りは少なくとも1日1回行う必要があり、少数の捕獲者が設置できるわなの数は限定されてきます。設置場所数をふや

すには、捕獲者をより多く確保する必要があります。その方法としては、わな猟免許等を取得した地域住民が捕獲者として参加することを進めてはいかがですか。また、免許取得費用の支援拡充や猟具の貸与を行ってはいかがでしょう。狩猟免許試験の受験機会の拡大を県に要望してはいかがでしょうか、市長の見解をお伺いいたします。

2つ目、捕獲手引を作成し、実際に現場でわな設置技術の取得及び向上に向けた講習会を開催することとしてはいかがですか。また、他地域の捕獲者にも捕獲手引を配付し、生息数の低減に資することとしてはいかがでしょうか、農林課長にお伺いいたします。

3つ目、積雪期はイノシシの行動場所が限定的になるとともに、見通しが確保され、雪面についた足跡をたどることで追いやすく、銃による捕獲を行うには好適な時期にあることから、個々の捕獲に加え、団体捕獲の機会をできる限り多く設けてはいかがですか、農林課長にお伺いいたします。

4つ目、イノシシは、行政区域を超えて活動することから、1自治体の被害対策の効果は一時的になるおそれがあります。複数市町が連携し、広域的に対策に取り組むことが必要ではないでしょうか、産業参事の見解をお伺いいたします。

5つ目、電気柵は最も効果的な防除対策となっておりますが、設置や維持管理に手間がかかることから、より省力的な防除対策としてレーザー照射器等の新技术を実証してはいかがでしょうか、市長の見解をお伺いいたします。

6つ目、鳥獣対策協議会の構成メンバーに生産者や被害地域の代表を加え、より地域と緊密な連携のもと、被害対策の計画等を樹立し、有害鳥獣対策等を適正かつ効果的に行うこととしてはいかがでしょうか、産業参事の見解をお伺いいたします。

次に、がん患者への支援についてお伺いいたします。

ご案内のとおり、日本人では2人に1人ががんになると言われております。がんが身近な病気になりつつあるとはいうものの、いざ自分ががんと言われたらやっぱりショックを受けるものです。多くの方は、どうして自分が、何が原因だったんだろうと戸惑うのではないのでしょうか。

がんの診断を受けると、いろいろな問題に直面いたします。自分のがんはどのような状態にあるのか、どのような治療で効果はあるのか、後遺症や副作用はどうか、経済的負担、家族の役割の変化、身の回りのことができなくなるなどの不安、これまでどおりに仕事ができなくなる不安などがあります。

幸い医療の高度化から、治療を受けながら仕事や社会参加の両立ができるようになってきておりますが、脱毛など外見の変化に悩みを抱える方に対しては、本市においては26年度から医療用ウィッグの購入経費の一部を助成しております。

一方、女性は40歳代では乳がん、子宮がん、卵巣がんなどの罹患が多くを占めております。乳がんのため、もとの膨らみに近い形に再建する手術もありますが、完全にもとに戻すことは難しいと言われております。そのため、補正具を使用することを希望する方が少なくないとお伺っております。これらを踏まえ、以下質問をします。

1つ目、乳房がなくなることは、女性にとっては死活問題と思う方は少なくないと思います。女性の子育てや社会参加を促進するため、乳房補正具の購入支援を検討してはいかがですか、市長の見解をお伺いいたします。

2つ目、がん治療は体力を消耗し、体のだるさや吐き気などの副作用を伴うことがあります。治療と仕事の両立を希望していても、フルタイ

ムでの勤務が困難になる場合もあります。本人や主治医の意見を聞きながら、職場として柔軟に対応することが大切だと思います。職員に対してはどのような対応をしておりますか、副市長にお伺いいたします。

3つ目、病気になっても働き続けられる職場をつくることは、事業所にとっては従業員の健康を確保、人材の定着や生産性の向上などのメリットがあると思います。一方、従業員にとっては治療に関する配慮が行われることの安心感や、仕事の継続による収入の確保などのメリットがあります。がん患者が働きやすい環境づくりを積極的に行っている事業所を、模範として顕彰してはいかがでしょうか。地域内事業所の働き方改善の促進に資するものと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○平 進介議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 おはようございます。

竹田陽一議員から、大きく3点、ご質問、ご提言をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず最初に、避難所の運営と環境改善の取り組みについてというご提言をいただきました。

まず最初に、やはり時間もありませんので簡潔に申し上げなきゃいけないんですが、災害対策基本法という国の法律に基づきまして、私ども初め地方公共団体はいろいろな災害に対する計画を立てているわけでございますけれども、長井市の場合は、今回つくろうとしてるハザードマップの前に、平成の23年ごろにハザードマップをつくったのですが、ごめんなさい、21年ですね。その前に市役所では災害対策がどこにあったかということ、市民課の生活環境係だったんですよ。それではちょっと不安だなと、大丈夫なのかということで、ちょっと組織の改編等々考えておりましたけれども、そんな中で、

国のほうから具体的な防災計画を見直せというような指導などもありまして、平成21年に見直しをかけました。それで現在のように、総務課の中に危機管理室ということをつくったところでした。国のほうは、平成13年と平成25年に改正されております。やはり阪神・淡路の大震災、それから東日本大震災で大きく改正されたんだと思っております。

一方で、私ども長井ではどのような、例えば避難所、どういう形で今の場所の避難所を設定してたかと、その前はどうかってところが実は資料がほとんどなくてわからないんですね。その平成21年に国の指導に基づいて防災計画を見直したんですが、そのときから今の場所になっているんですね。いろいろ市の条例等、調べますと、昭和の40年代、50年代に設定してあって、その後、変えたのかどうかわからないんですけども、恐らく、例えば一番心配される館町の避難所というのは、羽越水害の経験の後でもあそこにしているわけなんですよ。ですから、地震と水害と両方あったと思うんですけども、要は、当時は新潟の地震が昭和39年でしたっけ、それから羽越水害が昭和42年ですから、それ以降、私どもの地域では大きな災害がなかったということで、我々のところは安心だということで、もしかしたらその辺のところは見直しを余りしなかったのかもしれない。

それをその後、東日本大震災で太平洋側の東北の各県は大変な被害を受けたわけですが、一方で、私どももやっぱり停電と、それに伴う、ちょうど冬だったもんですから、燃料対策ということなどで大変な思いをしたわけですけども、そのあたりから少し市民の皆さんの意識が変わってきたのかなと思っております。

6日金曜日の一般質問で、浅野議員、それから渡部正之議員、鈴木一則議員のご質問でもお答えしましたけども、平成25年、26年の集中豪雨で、特に伊佐沢と金井神とか、最上川右岸の

ほうが大きな被害が出て、一方で左岸側は内水の被害も出てしまったと。もちろん金井神が一番大きかったわけですけども、そのあたりから少し意識が変わってきたと思うんですけども、ただ、今回、特に伊佐沢の皆さんが、あのようにはしっかりと対応して下さったっていうのは、5年前、6年前の集中豪雨のときは全く違うんですね。それぐらい市民の皆様の意識も、特に集中豪雨とか、それで変わってきたんだというふうに思っております。

したがいまして、まず水防法の改正っていうのが平成27年の5月にあったんですが、それは集中豪雨がずっと続いたということで、国でその水防法の改正したと、そこから私どもも避難所の見直しをしなきゃいけないということで今進めているところですが、議員からは、具体的に避難所のほうを訪問されまして、実際感じられたことや、あるいは避難された方の聞き取り等々、あと事後のコミュニティセンターの職員の皆さんから聞き取りをされてのご提言ということで、重く受けとめているところでございます。

本題に入りますが、まず最初に、避難所ごとの避難所運営マニュアルを作成してはということでございますけれども、ただいま申し上げましたように、現在の避難所運営マニュアルについては、今一生懸命新たなものをつくろうとしているところですが、現在のところ避難所は、恐らく昭和からずっと続いているものを、まずはどうするかということでいろいろ課題があるもんですから、簡単に変えることはできないと。それにかわるものっていうと、かなり遠くなるもんですから、現実的には非常に厳しいというふうに考えております。

今回の避難所開設の際は、開設マニュアルに基づきまして担当職員が行動いたしました。この開設マニュアルについても、平成21年から県庁の危機管理のほうに職員を2名ほど派遣しま

して、そこでいろいろ学んで、戻ってきてつくったと。それに何度か手を加えて、さらに今は防衛省のほうから、いろいろお願いしてOBの方に危機管理アドバイザーということで来ていただいているもんですから、その方からもいろいろご指導いただいて、まだ完成ではございませんが、手直ししているというところでございます。

やっぱり実際は避難所開設をしてみて、避難所ごと、施設の構造や物資等の保管場所や保管状況など、それぞれ違うということが改めて認識したわけでございます、避難所ごとに、より迅速で適切な対応を図ることができるような運営マニュアルは必須であると感じているところです。

開設マニュアルに運営に関する内容も加味するなどの工夫を検討するとともに、今後、市、施設管理者、そしてその避難所にかかわる自主防災組織の3者で協議しながら、各施設の状況を確認するなどの検討もしなければならないと考えております。

なお、自主防災組織の皆さんが主体となりまして、避難所運営訓練を実施する場合には、自主防災組織活動費補助金というのが県にもありまして、私どもでも上乘せしていると、そういったものを活用いただいております、自主防災組織の皆さんで、もちろんマニュアルを作成するようなどきにも利用していただくことができるということでございます、当面は地元と、あとさまざまな避難所の設定からもう一度見直ししなきゃいけないもんですから、その辺のところ、できるだけ急いでつくっていかなきゃいけないと思っております。

2点目の施設管理者と避難所運営の取り決めに交わしてはということでございますが、市が管理する施設以外で避難所として指定している施設で、職員や管理者が常駐している施設というのは、長井高校、長井工業高校、慈光園、福

祉支援センターすぎななどでございまして、長井高校、長井工業高校とは避難所の指定に関する協定を、そして慈光園、福祉支援センターすぎななどとは福祉避難所の指定に関する協定をそれぞれ締結しております。これらの施設では、避難所の開設となれば人的、物的なご協力のもと、さまざまな経費が発生するのは当然でございまして、それぞれ締結しております協定に基づいて、避難所運営に要した経費は後ほど請求いただいて、お支払いするという対応をしているところでございます。

3点目の避難所運営についての基本的な考え方や、環境改善の方針とはということでございしますが、発災当初は避難対象地区ごとにあらかじめ指定した避難所に避難していただくこととなりますが、今回の台風における避難所開設の経験から、避難者の中には要介護者や障がい者などの要配慮者も含まれまして、さまざまな対応を迫られることが当然予想されます。

また、避難所開設後3日以内でも、避難者のプライバシーに配慮するため、緩衝材や間仕切り等の措置が市の防災計画で定められております。さらには、被害の状況により、避難生活が長期にわたることもあり得るわけでございまして、市だけの対応ではなく、県や、場合によっては自衛隊、あるいは防災協定締結の自治体等々による人的、物的支援も受けながら、食料や水、簡易トイレなどの追加の物資の配付、要配慮者の福祉避難所への移動、避難者の健康維持などにも取り組まなければならないと思っております。このようなことから、避難所での環境保持、避難者の体調や健康には細心の注意を払っていかなければならないと考えます。

地域防災計画では、このようなことも対応するため、まず医療救護活動に関する規定としまして、避難所において体調を崩された避難者には、消防本部、警察、福祉団体との連携を密にしながら、医療機関への搬送の上、医療を施す

ということにしております。また、保健師を中心として保健衛生指導、精神科医等の協力を得て、いわゆる精神保健相談、メンタルヘルスなどにも取り組みまして、避難者の健康面、精神面での不安の軽減にも対応することとしております。

このように避難所におけるさまざまな不便が予想される中であっても、市民の安全の確保、健康の維持を第一にしていかなければならないと考えているところでございます。

続きまして、2点目の鳥獣被害対策の強化についてということで、竹田議員から具体的なまた提言をいただいたと思います。

イノシシの捕獲対策や防除対策の強化についてということですが、捕獲者として地域住民の参加を進めてはどうかという提言でございまして。

具体的にはわなの設置箇所をふやすために、わな猟友免許を取得した地域住民が捕獲に参加してはどうかということでございましてけれども、これは6月の議会でも答弁いたしましたけれども、イノシシ被害を削減するためには、餌となるものを放置しないなど、イノシシを寄せつけないための生息環境対策、そして防護柵設置などの防除対策、そしてわなや有害捕獲などの捕獲対策、この3つの対策を総合的に実施することが必要とされているということでございまして、竹田議員ご提言のとおり、地域の皆さんが捕獲にも参加いただけるということは大変心強い、ありがたいことだと思っております。

ただ、わなを設置してイノシシを捕獲する際には、免許の取得や県の捕獲許可を得ることなどいろいろと手続が必要となっております。また、隣の川西町では、イノシシに襲われて重傷を負った事例も発生しておりまして、熊と同様に危険な動物であることに留意しなければならないというふうに思っております。

具体的には、現実的には猟友会に所属し、銃器を使用できる人と共同で取り組むこととなり

ます。例えば、わなにかかった後は、とめ刺しというのは銃器使用か電気ショックでしなきゃいけないということであり、そのように考えております。

猟友資格取得費用に対する市の補助金につきまして、猟友会に所属して有害捕獲に協力することを条件に支援を現在行っております。今度白鷹町でございますが、地域住民の方が捕獲に参画していらっしゃるようですが、やはり免許を取得した上で猟友会に所属し、猟友会として捕獲に当たっているというふうに伺っております。

また、免許取得費用の支援拡充や猟具の貸与を行ってはどうかというご提言ですが、免許取得費用の支援として、県内では2分の1、上限5万円というのが平均値のようでございます。有害捕獲のみを行う場合、いわゆる銃器で狩猟では行わないということを対象に、補助率を上乗せすることも考えられるのではないかなど。したがって、全部の免許を取るのではなくて、有害捕獲のみの免許を取るというやり方もあるんだそうです。周辺自治体のほうともいろいろ情報を共有しながら、適切な、よりいい方法を検討してまいりたいと考えております。

猟具については、猟友会にやはり猟具についての補助を行って購入いただいておりますので、基本的には猟友会に所属していただいて、猟友会所有のものを使用していただきたいと考えておりますが、ただ、イノシシの被害もかなりこれからも拡大が予想されますので、具体的によりいろいろ検討しなければならないと思いますので、何とぞこれからもいろいろご提言いただきたいと思っております。

また、猟友免許試験の受験機会拡大を県に要望してはどうかということでございますが、令和元年度においては7月から9月において、県内4ブロックでそれぞれ1回ずつ、計4回実施されております。これはご存じだと思うんです

が、さらに県猟友会の主催の受験者向け講習会が6回開催されているようでございます。受験機会が不足しているという情報は、具体的には私どもに寄せられておりませんが、イノシシ被害の拡大を防ぐため、さまざまな方策を拡充していく必要がありますので、今後検討してまいりたいと思っております。

続きまして、省力的な新技術を実証してはというようなご提言です。これは、より省力的な防除対策として、レーザー照射器等々の新技術の実証試験をしてはどうかということのご提言です。

これにつきましては、なかなかまだ具体的な評価が割れてるようございまして、有効とされているかと、そのレーザー照射ですね、1回目は成果が上がるんだそうですが、なかなか敵もさる者で、2回目以降は効き目がほとんどないというようなことで、福島県が先行しているということ、あるいは上山市でも導入の動きが既にあつたんですが、もうやめてるということございまして、省力化も含めて、草刈り等々は随時行う必要があるんですけれども、送受信機の間は見通しをよくしておくことが必要であり、今後も簡易で効果的な方法の情報収集を継続して行いたいと思っております。

続きまして、3点目、最後のほうでございますが、がん患者への支援についてということで、乳がん患者補正具の購入支援と、仕事と治療の両立支援についてということのご提言でございます。

まず最初に、乳房補正具の購入を支援してはということでございますが、乳がんと診断されて、がんを取り除く乳房切除術を受けた方が、術後の胸の保護、外観の補正や体のバランスを保つために、専用の下着やシリコンパット等の補正具を使用し、日常生活を送られている方がいらっしゃる現状を県を通じて把握しているところでございます。

竹田議員のおっしゃるように、がんと診断された方が抱える問題や不安は、私どもでははかり知れないものがあると考えておりました、そういった方々に対して行政として何ができるかということをしかりと考えていかなきゃいけないというふうに思います。

がん治療に伴う外見の悩みや軽減を図り、治療を受けながら就労や社会参画につながるような、そういった目的のもとに、医療用ウィッグ購入費に対する助成制度を創設した経過がございます。現在、令和2年度に向けて医療用ウィッグ購入費のほか、乳房補正具の購入費に対する助成を追加するための予算要求を令和2年度で、今、財政のほうで検討していただいておりますが、さらなる支援拡大に向けて、現在準備を進めているところでございます。

最後に、がん患者が働きやすい職場づくりを実施している事業所を顕彰してはというご提言でございます。

これは、竹田議員から大変貴重なご提言をいただいたなというふうに感謝を申し上げたいと思います。

厚生労働省は、事業所における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインというのを作成しまして、治療が必要な疾病等を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることはないよう、事業所、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるようにするため、関係者の役割、事業所、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方を含めた事業所、事業場における取り組みを示しております。

また、治療と仕事を両立するための勤務制度や休暇制度等を導入した場合や、がん等への反復、継続して治療が必要となる疾病を抱える労働者のために、社内制度等を運用し、労働者を就労継続できるよう、今後の労働者の疾病の状況や、その変化に合わせて就業上の措置を行っ

た事業主に対しましては、治療と仕事の両立支援助成金という支援制度がございますので、事業者の方にご利用いただけるように、私どももPR、啓蒙に、より力を入れていかなきゃいけないというふうに思っています。

事業主におきましては、厳しい環境にあっても、労働者の健康確保や治療に対する支援を行うことは、継続的な人材の確保や組織としての社会的責任の実現、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現といった意義があると考えられます。

東京都の事例になりますが、平成27年から29年にかけて、がん患者の治療と仕事の両立への優良な取り組みを行う企業表彰を行ったようでございますので、ぜひこういった事例などを参考にしながら、顕彰について検討してまいりたいというふうに考えております。

○平 進介議長 答弁者の皆さんに申し上げますが、答弁の人数の方も多いようでありまして、簡潔に答弁くださるようお願いいたします。

遠藤健司副市長。

○遠藤健司副市長 お答え申し上げます。

がん治療を行っている市職員への対応についてであります。

市では、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条において、悪性新生物による疾病並びにその他の慢性疾患で任命権者が特に必要と認める者については、180日以内の必要と認められる期間、有給の休暇を認めております。加えて、期間満了後60日以内で必要と認める場合には、1日につき必要と認められる時間、そして有給で病気休暇をとることは認められております。

現在、本制度を適用している職員はございませんが、該当者があった場合には、こうした休暇制度を適用し、議員のご質問にもあったとおり、主治医との連携のもとで、本人の病状、そして体調に合わせた勤務時間を調整することが

できる体制をとっております。

病気休暇の承認については、医師の診断書が必要です。病気について上司に打ち明けるのをためらったり、また休むことで職場に迷惑がかかるということを感じたりすることもあります。まずは第一に職場長に相談しやすいように、また病気休暇の相談窓口は総務課の職員係でございますので、こちらにはそうした不安を取り除くことができるように、職員とのコミュニケーションをしっかりと保つようにしております。

今までもこうしたがん治療をした職員は数名おりました。現在も経過観察中の者もいます。こうした者については、職場での働き方の悩み等についてしっかりと課長等が耳を傾けて、可能な限り本人が仕事をしやすい対応を基本に、今治療をしながら安心して続けることができるように、職場、そして職員の協力体制を整えることが大事だというふうに考えております。

○平 進介議長 渋谷和志危機管理主幹。

○渋谷和志危機管理主幹 3点いただきましたので、順次お答えいたします。

1点目、テレビの設置に関してでございますが、現在、全32の避難所のうち、高校や一部の自治公民館などでアンテナが必要なところはございますが、体育館等の居住場所に運び込むなどにより、実際にテレビを使用することができます。今後は、そうした配慮もしながら避難所の運営に当たってまいりたいと考えております。

2点目のペットの対応ルールにつきましては、最近の他市町村の事例を参考にしながら対応ルールを含めた受け入れのルール、その周知を図ってまいりたいと考えております。

3点目、避難所の簡易式バリアフリー化につきましては、本市におきましては、各小中学校や市の施設の整備や改修に合わせましてバリアフリー化を進めており、ほとんどの施設ではスロープや車椅子用のトイレの設置などが済んで

おりまして、未設置のところについては、議員ご指摘のとおり仮設により対応してまいります。

○平 進介議長 小林克人健康課長。

○小林克人健康課長 医療的ケアを要する方の基本情報を記載したハンドブックを作成してはというご質問、ご提言にお答えいたします。

災害対策基本法の改正によりまして、災害の際に支援が必要な市民の方につきましては、避難行動要支援者名簿を作成することとされ、この名簿をもとに個別計画を作成し、その中に個人の医療情報なども盛り込むことになるというふうに考えているところでございます。

この個別計画は、本人の同意のもと、地域の方々方に情報提供されるものでございますので、本人のケアを周囲の方々で支援できるようになるものと考えております。

竹田議員のご提言は、ごもっともだというふうに思いますので、非常用の持ち出しについて、工夫をしながらお示しできるように検討してまいりたいというふうに考えているところございます。

○平 進介議長 藁谷 尊産業参事。

○藁谷 尊産業参事 私のほうには、2点ほどご質問いただいております。

1つは、複数市町村が連携して、広域的に対策を行ってはどうかということでございますけれども、現在、広域で有害鳥獣対策の担当者会や関係主幹課長会で情報交換を行っておりまして、各市町村ともこの共通の考えのもと、対策を行っていると考えております。

しかしながら、近年被害が拡大しているということから、今後は置賜定住自立圏共生ビジョンにおいても、有害鳥獣対策の広域的な対応が掲げられていることでもありますので、総合支庁にもご指導いただきながら、近隣市町と情報交換をしてまいりたいというふうに考えております。

2点目、鳥獣対策協議会に生産者代表や被害

者地域代表を加えてはということでございますけれども、現在、被害防止計画につきましては、被害対応に当たる職員の状況把握において計画を作成しておりますけれども、議員がおっしゃるとおり、計画の実効性を図るためにも、今後は実施する計画策定の際、生産者代表や被害者地域の方から協議会の場で直接ご意見を伺うことも必要かというふうに考えております。

○平 進介議長 沼澤孝典農林課長。

○沼澤孝典農林課長 お答えします。

2番目の捕獲手引の作成、あるいは設置技術の講習会でございますけれども、先ほど市長申し上げましたように、免許取得の際、講習会を受講することになっておりますし、また県の猟友会が主催する講習会も実施しておりますので、そちらについての参加呼びかけは行っているところでございます。

実際の現場におきましては、猟友会の皆様がわなを仕掛けるために会員の皆さんも同行するわけですが、そういった中で会員間でアイデアを出し合って試行錯誤しながら実践しているというふうな状況になってございます。

イノシシ対策を始めまして年が浅いという状況でございますけれども、ある程度そういった経験が蓄積になった時点で、事例集といたしまして関係者で共有するというようなことについては大変重要なことではないかというふうに思います。

なお、来年度でございますが、芦沢地区を中心としたモデル事業を予定しておりますので、関係の皆様を含めて、広く受講を呼びかけてまいりたいというふうに思います。

また、被害地域が非常に拡大している傾向にございますので、新たに携わる方も含めて、事例集等々を配付してまいりたいというふうに考えております。

さらにでございますけれども、被害地域の状況を見ますと、食べ物の残りかすや農作物の放

置、これに誘引されて来る例が非常に多いという報告も受けておりますので、地域の方々にも対策協議会に参画いただきながら、そういった要因を排除できるように、地域ぐるみで対応いただくことも並行してお願いしてまいりたいというふうに思います。

3番目の狩猟期間中に捕獲する機会を多く設けてはというふうなことでございますが、冬、狩猟期間でございますので、猟としての活動も非常に活発になってございます。昨年の冬は、8頭の捕獲があったというふうに聞いております。足跡をたどって捕獲しやすいということで、3月上旬ごろの比較的落ちついた時期が一番やりやすいということでございますので、イノシシのほうにつきましても、猟友会の皆様に対しまして回数を増を要請していきたいというふうに思っているところでございます。

ただ、雪崩とか、場合によりましては冬眠から覚めた熊との遭遇というふうなことも予想されますので、やはり熟練した猟友会の方々も同行して、一緒となるのではないかというふうに思います。

○平 進介議長 5番、竹田陽一議員。

○5番 竹田陽一議員 1点目の避難所の環境改善の関係で、ペットの話をしていただきました。やっぱりペットについては、最近では犬とか猫だけでなく、いろいろな愛玩動物というんですか、爬虫類から鳥からさまざまいるわけですが、やはりそういう方々にとってもペットというのは自分の分身のような思いをしてる方もおられるということですので、できれば避難所に同行というのか、同伴というんですか、ともに来て、ともに避難するというふうな形が一番いいわけですが、ただ、一旦避難所に来てから、だめですよなんていうことになると非常に避難してきた人も戸惑うというふうに思いますので、やはりその辺のルールについてはしっかりとお伝えをしていくということが

必要なのかなということで、再度そんなことを思っています。

ペットについてはいろいろアレルギーを持っている方も当然避難者の方にはおるわけで、そういう方に対する配慮も当然必要でありますので、例えば、その避難所ごとにそういうふうなペットが入れる部屋を確保できるのか、全然できないのか、この辺も含めて避難所のレイアウトというんですかね、そういうこともぜひ検討をしていく必要があるんじゃないかなと思ってます。その辺について、総務課長の見解をちょっとお伺いしたいと思います。

○平 進介議長 渋谷和志危機管理主幹。

○渋谷和志危機管理主幹 お答えいたします。

確かにペットを受け入れる際には、同行避難ということで、国のほうから指針が出ております。ただ、同行避難するに当たりまして、やっぱり大型犬ですとか犬嫌いの方とかいるわけですので、飼い主のほうのしつけもきちっとしていただいた上で避難していただくということが前提となります。

確かに避難所については限られたスペースでございますので、即、じゃあペットの部屋を設けるということはなかなか対応は難しいと思いますが、やはり今回も対応させていただいたとおり、あいてる部屋があれば、そういったところに飼い主と一緒に入っていただくと、そういった配慮は必要になってくると思います。

あと、そのほかの動物というのが、ちょっと事例、よくわからないんですが、その辺もちょっとどういう動物を入れていくかというようなところも検討してまいります。

○平 進介議長 5番、竹田陽一議員。

○5番 竹田陽一議員 次に、鳥獣被害対策の関係なんです、イノシシがこの辺に出てきてから4年近くなるわけですが、捕獲技術がなかなかそれに対応していないというようなところがあるわけです。ただ、西日本とかについてはイノ

シシの捕獲数が大分伸びてるわけですので、そういう方の技術指導を受ける必要もあるのかなと。

猟友会の方々、一生懸命頑張っておられるのはわかるんですが、やはり先進地の捕獲技術などもぜひ参考にして、講習会などをしていただきたいなというふうに思ってますので、その辺について再度、農林課長にお話をお伺いします。

○平 進介議長 竹田議員に申し上げますが、再質問できない時間帯になっておりますので、質問を続けてください。

5番、竹田陽一議員。

○5番 竹田陽一議員 そういうことを勘案しながら、今後やっていただきたいというふうに思ってます。

それから、がん患者への支援の関係ですが、やはり仕事と家庭生活を両立するというのはなかなか難しいところでもありますけれども、そういう方々に対しても丁寧寄り添いながら、今後とも対応していただきたいというふうに思います。

では、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

金子豊美議員の質問

○平 進介議長 次に、順位7番、議席番号6番、金子豊美議員。

(7番金子豊美議員登壇)

○6番 金子豊美議員 おはようございます。

12月定例会、一般質問2日目のきょう9日は大安であります。議席番号は6番ですが、発言通告、ラッキーセブンの7番ということで、貴重な時間をいただきながら一般質問をさせていただきます。

初めに、11月9日に開催された関東致芳会第